

オーストラリア先住民の個人史にみる「多文化な状況」への対応

——南東部先住民ヨルタ・ヨルタの個人史を事例として——

友 永 雄 吾

論要旨

本稿では、オーストラリア南東部の先住民について、個人史に注目しつつ、世代間の国家政策や日常生活にあらわれる「多文化な状況」における先住民個々人の対応を明らかにする。そこにおいて、植民の初期から続くオーストラリア国家の先住民政策に対する先住民の対応と、彼／彼女らの日常生活において繰り広げる生の諸相を分析する。このため、オーストラリア南東部マレー・ゴールバーン地域を中心に居住する先住民集団ヨルタ・ヨルタ (Yorta Yorta) の一族に属する4人の個人史に注目する。その異なった世代のヨルタ・ヨルタ個々人の生活史からは、そこに見え隠れする「多文化な状況」を資源として活用する姿が明らかになり、そこに現れる先住民社会とオーストラリア社会との間で相互に揺れる個々人の日常実践が検討される。

はじめに

本稿では、オーストラリア南東部の先住民について、個人史に注目しつつ、世代間の国家政策や日常生活にあらわれる「多文化な状況」における先住民個々人の対応を明らかにする。そこにおいて、植民の初期から続くオーストラリア国家の先住民政策に対する先住民の対応と、彼／彼女らの日常生活において繰り広げる生の諸相を分析する。このため、オーストラリア南東部マレー・ゴールバーン地域を中心に居住する先住民集団ヨルタ・ヨルタ (Yorta Yorta) の一族に注目する。

オーストラリアでは1993年に「先住権原法」¹⁾が制定され、先住民集団に植民地化の以前から生活をしてきたことが承認されると、その土地を利用する際の「権原」がオーストラリア全土で認められるようになった。そのような状況下で、先住民個人にたいして先住民としての「真正性」の提示が、これまで以上に集団内部やオーストラリア社会の側から求められている。本稿では、こうした「先住権原法」が制定される以前とそれ以降のヨルタ・ヨルタの個人史に注目する。そのヨルタ・ヨルタ個人々の生活からは、そこに見え隠れする「多文化な状況」を資源として活用する姿が明らかになり、そこに現れる先住民社会とオーストラリア社会との間で相互に揺れる個人々の日常実践が検討される。

1) 個人史からのアプローチ

従来から個人史に関する研究は、行為者とりわけ構造的弱者の主観性に注目してきた。それは20世紀に入り実証主義という認識法が疑われるようになり、そこで扱われる客観性を重んじる認識枠組から、行為者の主観性を重視する枠組みへとその認識方法が変わってきたからである。従って、個人史に注目した研究は、行為者の主観性を重視してきた。さらに個人史による調査とは、行為者と調査者の相互作用を必然とし、聞くことと語ることのあいだにある不均衡に固定化された権力関係を伴っている。そのため、個人史に注目した研究は、この不均衡な権力関係を超えるために、語り手からの問いかけに注目した「均衡回復の試み」に他ならない(松田2010:49-53)。本稿では、このような背景を鑑みつつ、オーストラリア社会の構造的弱者である先住民の個人史からの分析を試みる。

オーストラリア南東部における先住民の個人史に注目した従来の研究では、行為者の主観性が重視されてきた。たとえば、コウリシヨウは、ニューサウスウェールズ州の地方町バークに住む先住民集団ヌゲンバ(Ngenba)の生活に注目し、そこにあらわれる白人と先住民との「人種」概念に基づく非対称的な力関係を明らかにしている(Cowlishaw 2004)。さらに、モリスは、同じくニューサウスウェールズ州の地方町の先住民集団ダンガディ(Dhangadi)に注目し、そこでの関係が植民の時期からつづく白人により管理される状況、すなわちコンタクト・ゾーンとしての状況であることを明らかにした(Morris 2001)。さらに、松山は地方町モリーの先住民集団ガミラロイ(Kamilaroi)に注目し、植民の過程で伝統儀礼など文化的慣習のほとんどを喪失した先住民集団が、白人社会と折り合いをつけ、したたかに生きる姿を描き出している(松山2006)。これに対してマクドナルドは、南東部の先住民集団ウィラジュライ(Wiradjuri)に焦点を当て、その集団の生活が、白人の植民に圧倒されるなか、家族の紐帯を強く保持するために、相互扶助を基軸とする伝統的慣習に基づいて、家族関係の再創造を試みる様態を明らかに

した (Macdonald 2000)。しかし、それらの研究の主題は、先住民と非先住民という二項の構造にのみに議論の中心があてられている。

これら先行研究の成果を受けて、ここでは、オーストラリア南東部の先住民集団ヨルタ・ヨルタの生活史を国家と地域コミュニティ、さらにはさまざまな先住民集団や環境NGOを含む市民社会との間における複雑で重層化する場のなかでとらえ、それを個人の行為レベルから分析する。このことによって、国家と交渉する集団の行為のみならず、個人の経験への接近が可能となり、その生活史がもたらす諸現象の理解が可能になる。

2) 多文化な状況の意味

つぎに、「多文化な状況」とは何を示しているのかを明らかにする必要がある。そこで、近年の先住民と多文化主義の議論を踏まえ筆者が考える「多文化な状況」について考えを示す。その前に、オーストラリアにおける多文化主義の歴史の変遷について概観する。

多文化主義とは、国民国家の私的・公的領域における文化的多様性を承認し、そのような差異に由来する不平等の是正を目指す理念とされる (関根 2000)。オーストラリアでは1970年代後半から連邦政府が、多文化主義を公式な政策として展開している。当初は、移民に対する福祉を重んじる福祉多文化主義政策がとられるが、移民の増加と、それへの財政援助が増えることで、その政策に対するオーストラリア社会からの反発が生まれた。こうした状況は、競争原理にもとづく新自由主義が進展するなか、移民に対しては専門知識や英語運用能力の高い個人を選別し、そうでない個人は排除することで国益を重んじる経済多文化主義を生み出した。このことは、とりわけ移民が市民権を獲得する際に義務づけられたシティズンシップ・テストと長期定住や永住権を得るためのポイント制の導入に顕著にみられる。これにより多文化主義政策は福祉的な意味合いを弱め、競争原理にもとづく「選別」と「管理」を軸とする経済多文化主義へと変貌を遂げる (関根 2010)。

確かに、移民の何人かは白人と同等もしくはそれ以上の学歴と資本を獲得し、ミドルクラスになることで、この多文化社会に同化し適応する。このため多文化主義は同化主義と等しく白人の価値基準を絶対とし、それを獲得できない移民は取り残されていく (Curthoys 2000: 2011)。しかし、人びとの日常はなおも「多文化な状況」におかれている (関根 2010)。こうした状況下で、先住民は先住民政策と多文化主義政策のあいだで生み出されている「多文化な状況」とどう向き合っているのであろうか。

実際のところ多文化主義は、国内の先住民政策にも大きく影響される。先住民に対しては、1970年代と1990年代に土地の権利に関わ

る法律が制定され、これにより先住民に土地が返還され、また土地管理のための交渉権が与えられた。この特別措置に対してもオーストラリア社会からの反発が生まれた。さらに、2007年から、先住民に返還された土地に居住する集団内部の暴力が議論され始める。これにより先住民集団の土地所有権を政府が「管理」し、そこに設置された先住民コミュニティの「秩序」を「正す」ための政策がとられている。

そうしたなかで、先住民と多文化主義のテーマを扱ったこれまでの研究は次のような立場に大別できる。第1は、先住民は自分たちの文化を多文化のひとつと見なすが、彼／彼女らが被った植民地の歴史否定につながるとして、多文化主義に抵抗する。そのために先住民政策と多文化主義政策の双方が相容れないとする立場である (Curtthoys 2000)。第2は、多文化主義の政策と先住民政策が相互に影響しあい、そのことが白人の価値をより強固にするという立場である (Kowall 2008; Povinelli 2002)。第3は、その白人の価値により移民の統合を進める多文化主義は、先住民の存在や歴史を承認することで、ホストとしての立場である白人の地位を揺るがし、移民と先住民との連帯の可能性を生みだすとする立場である (Hage 2003; Morris-Suzuki 2002; 塩原 2010)。

最初の2つは政治的なテーマに注目し多文化主義を論じたものであり、最後のそれは、多文化主義を観念的な文脈にとらえた議論である。こうした議論にもとづけば、この論文で扱う「多文化な状況」とは、政治的な文脈と経済的な文脈、さらに歴史的な文脈において先住民、白人入植者、近年の移民や筆者を含む研究者のような新参者がおりなす重層的で複雑な関係ということになる。

3) 調査方法と調査者としての立場

筆者は2006年から2009年まで次節で詳述する調査対象地マレー・ゴールバーン地域にて中・長期のフィールドワークを実施した。この地域を中心に暮らす先住民集団の一つヨルタ・ヨルタは外部の研究者に対して警戒心を持っており、そのため、個人史や家族史の研究に関して公開することに對する制約が課せられる。このため、本稿で取り上げる個人は、代表機関と個人の同意を得て個人史に関する聞き取りをしてはいるものの、名前は仮名にした。本稿で取り上げる4人の個人史は、2007年7月、2008年2月、3月にそれぞれおこなったインタビュー⁽²⁾によっている。時間は54分から2時間10分であった。

インタビューのはじめに彼／彼女らから頻繁に問われたのは「さて、何を語ろうか」というものであった。それは、調査者である筆者が何を知りたいかを間接的に問うているのであり、これに対して筆者は、次のように応答した。すなわち、筆者が彼／彼女らの個人史に注目するのは、

個人の語り注目することで南東部先住民の日常生活における先住民社会とオーストラリア社会との間で繰り返しおこる相互作用をあきらかにできるからであると。この相互作用には筆者と彼／彼女らとの関係が含まれており、従って筆者の調査者としてとり得る立場とは、こうした相互作用の一つとしてヨルタ・ヨルタの人びとと対話を続けることである。

4) 調査対象地域

ヨルタ・ヨルタにとつての本来の土地とは現在のヴィクトリア州とニューサウスウェールズ州にまたがるバルマ国立公園とマレー・バリー国立公園を含んだマレー・ゴールバーン地域である。今日ヨルタ・ヨルタの多くは、これら両国立公園を流れるマレー河とヴィクトリア州側に流れ注ぐゴールバーン河流域の地方町を中心に居住している。本地域はヴィクトリア州のなかでも第一次産業がその中心を占めるマレー・ダーリング河水系の南端に位置し、乾燥した大地のイメージがあるオーストラリアと違い、肥沃な土地で農耕が可能である。これらに従事する人々の多くは、1840年代からこの地に入植したアングロ・ケルト系移民の子孫である。その結果、この地域では、大陸南東部に共通する優勢な白人人口の中にアボリジナルが混住するという状況が今日まで存続しており、こうした社会は「白人オーストラリア」とよばれている(松田2006; Rowley 1971: 447)。

1. 植民の経験

ヨーロッパ人の植民で狩猟採集民であったヨルタ・ヨルタは自然から隔離されることになる。彼／彼女らは、当時のヴィクトリア植民地政府アボリジナル保護局が運営したコランダーク・ステーションや、キリスト教会メソジスト派の宣教師が運営したマロガ・ミッシェン、あるいはニューサウスウェールズ植民地政府アボリジニーズ福祉局と警察が管轄したクメラグンジャ・リザーブのいずれかに強制移住させられたからである(Barwick 1976: 11-68)。自然からも、外部の社会からも隔離されたそこの生活は、ヨルタ・ヨルタの日常はもとより、伝統的親族構成や固有の言語の多くを喪失し、このことが土地をめぐる伝統的な知識の継承に大きな影響を与えた(Atkinson 1981)。とりわけ、これら保護施設の開鎖と再建による移動の中で、ヨルタ・ヨルタをはじめとする南東部アボリジナル集団は、他集団との通婚を通し、州内、または州を越えた

親族ネットワークを形成する。このため土地を継承する父系クランのようなサブ集団を保持できず、ヨルタ・ヨルタのように言語集団や家族集団が政治的アイデンティティとして使用されるようになった (Weir and Ross 2007: 185-201)。

そうしたなかりザープ内の統制はより厳しくなり、インフラや衛生状況も悪化し、これに対する改善を講じない監視官の管理体制に抵抗したヨルタ・ヨルタは、クメラグンジャ・リザープからのウォーク・オフ (脱出) を試みる (Atkinson 2008)。その後はゴールバーン河の縁辺に居住し、そこは、リバーサイド・フラットと呼ばれた。このフラットからシェパトンやムループナ、エチューカの街区への移動と居住がヨルタ・ヨルタにおける次の大きな課題となった (Atkinson 1981)。このフラットに住んだヨルタ・ヨルタは、警察による子どもの強制ひき離しを経験する。R. ブルームによると、ヴィクトリア州のアボリジナル福祉局は、1944年と48年そして56年にそれぞれ2人、3人、34人の子どもを親元から引き離したことが示されている (Broome 2005: 266)。1958年になるとアボリジナル福祉局はムループナ駅の裏手にある5エーカーの敷地に、寝室や台所のちに浴槽が増設された10棟のルンバララ (Rumbalara) 居住区を開設した。フラットに住むヨルタ・ヨルタを収容するためである。これによってヨルタ・ヨルタの暮らしは改善されたかにみえたが、そこでの生活は福祉局と警察の厳しい監視下におかれたため、リバーサイド・フラットに戻る家族も少なくなかった (Lois 2008)。

これから扱うヨルタ・ヨルタの個人はこういったミッシヨンやリザープで生まれ育った祖父母や両親を持つ4人で、その内の2人はリバーサイド・フラットにて幼少期をおくっている。まずは、個人史について報告するまえにヨルタ・ヨルタについて、彼／彼女らを中心に結成された組織の役割に注目し、それら組織が展開した運動について概観する。

2. 南東部の先住民集団ヨルタ・ヨルタ

2006年の国勢調査によれば、オーストラリア先住民人口は約42万人、全人口の2.3%を占める。調査地を含むヴィクトリア州の先住民人口は対州総人口に比べ0.6%と少ないものの、ヨルタ・ヨルタが居住する地方町では、その割合はエチューカが3.1%、シェパトンが4.5%、バルマでは20パーセント以上に達する。ヨルタ・ヨルタ研究者によれば彼／彼女らの総人口は、マレー河とゴールバーン河流域の地方町を含めると、6,000人前後と推定されている (Atkinson 2005: 9)。しかし、その全てが必ずしも積極的にヨルタ・ヨルタであることを主張しているわけ

はない。たとえば、彼／彼女らがおこした先住権原承認訴訟では約4,500人のアボリジナルがヨルタ・ヨルタであると名乗りをあげるものの、ヨルタ・ヨルタ出自を有し原告として認められたのは16家族集団の278人とどまる。また代表機関である「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の加入者も2009年の時点で308人にすぎない。

本稿では、6,000人や「先住権原」承認訴訟で名乗りをあげた4,500人をヨルタ・ヨルタの実数としない。むしろ「先住権原」承認訴訟で裁判所が承認した278人や「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」に加盟する308人という数が、出自の明確なヨルタ・ヨルタの実数に近いといえる。それはヨルタ・ヨルタ側にとって裁判を担当した人類学者とヨルタ・ヨルタとの共同調査にもとづいて承認されたからである (Hagen 2001: 216-227)。

1) ヨルタ・ヨルタ運営組織の形成とその役割

① ヨルタ・ヨルタ・トライバル・カウンシル

ヴィクトリア州J. ケイン労働党政権は、1983年に「アボリジナル土地訴訟」法案を議会に提出する。しかしそれは、自由党・国民党が多数を占める上院の反対によって否決された。ニューサウスウェールズ州では、同じ年に「アボリジナル土地権法」が制定される。そうした政治情勢のなかで、ヨルタ・ヨルタは土地と水域ならびに文化遺産と、土地の略奪に対する補償を含めた土地問題を扱う「ヨルタ・ヨルタ・トライバル・カウンシル」を設置する。こうしてヴィクトリア州のヨルタ・ヨルタは、「ヨルタ・ヨルタ・トライバル・カウンシル」が中心となって土地にかかわる正義の回復にたちむかった。これに対して、すでに「土地権法」を獲得したニューサウスウェールズ州のヨルタ・ヨルタは「ヨルタ・ヨルタ・ランド・カウンシル」が運動の主体となった。

② ヨルタ・ヨルタ・マレー・ゴールバーン河クラン法人

1989年になると「ヨルタ・ヨルタ・トライバル・カウンシル」はその活動の範囲を、ニューサウスウェールズ州を含む彼／彼女らの本来の領域に拡大し、名称を「ヨルタ・ヨルタ・マレー・ゴールバーン河クラン法人」に変更した。この「クラン法人」の活動のなかで、ヨルタ・ヨルタは1994年に先住権原承認のための訴訟を起こす。この裁判で原告にあたる先住権原保持者とされたのは、1850年代に2人の白人

男性、クーパーとアトキンソンとの間に8人の子どもを出産した、ヨルタ・ヨルタの女性キティとその子どもたち、ならびにこのほかの8人の子孫にあたる16家族集団であった。

③ ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人

この訴訟を継続するなかで、「ヨルタ・ヨルタ・マレー・ゴールバーン河クラン法人」は、「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」に再編成される。この法人は「組織法1976」にもとづくもので、(1)健康と福祉の向上、(2)貧困からの脱却と病からの回復、(3)エルダーたちの世話、(4)将来重要となる文化の再生を見込んだ教育と雇用の発展の4つを主要な目的にかかっている(Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation 2009)。

土地をめぐるヨルタ・ヨルタの正義の回復は、こうした生活レベルの改善や文化価値の再創造という行為と不可分な結びつきをもって展開していたのである。そのことは2009年までの「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の規約に、8クランと16家族集団の名前が特定されていたことでも明らかである。とりわけこの16家族集団は、先住権原法の原告を構成した。

筆者のインタビューによれば、8クランのなかでウイリチカとウルプナそしてバンガロンの3クランに帰属する人びとはいたものの、クラン名を積極的に名乗る人はバンガロンの構成員に限られていた。ウイリチカとウルプナは、そのクランよりもヨルタ・ヨルタであることを強調した。³⁾この3クランに属する人が積極的に自らのクランを主張できるのは、1994年の先住権原承認のための訴訟時にヨルタ・ヨルタ出自を有する原告として認められた16家族集団に属するからである。

いずれにしても「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の構成員は、16家族集団の系譜につながる人、もしくはウイリチカとウルプナ、またバンガロンの3クランいずれかのメンバーによって構成され、その数は2009年の時点で308人であった。2009年には法人の規約改正がおこなわれ、構成員の要件には8クランのメンバーであることよりも16家族集団の系譜につながるものが重要となっている。このため規約から8クランの名称が削除された。これら家族集団のなかでその子孫が定かでないのは4つある。したがって、そこには5クランや4家族集団のように系譜が定かでない実数も不明ながら運動にはかかわらない「ヨルタ・ヨルタ」が多く存在する。

法人の重要な事項の決定は毎年の定例会のほか、16人の長老理事会がおこなう。これは16家族集団のメンバーによる3年に1度の選挙で、各

集団から選出された1人の理事から構成される。しかし、さきにも触れたように、4つの家族集団の子孫が判明していないため、実際は12家族の代表を中心に法人の運営がおこなわれている。そのなかでもこの報告では、16家族集団のひとつ、エイダ・クーパー家族集団に注目する。その理由は、この家族集団が1880年代にインド領モーリシャス諸島から移住した男性ジェームズを先祖の一人にもち、他の家族集団にさきがけて異文化と接触し、その対応に迫られたからである。

3. エイダ・クーパー家族集団の個人史

エイダは1870年にヨルタ・ヨルタ女性キティとヨーロッパ男性クーパーの間に次女として生まれる。そして1885年、モーリシャス諸島生まれで、その起源をインド南部タミルにもち、1870年後半にオーストラリアにわたり、メルボルン大学医学部に進学したT. ジェームズと結婚する。このジェームズは1881年ごろチフスにかかりその後遺症として腕のしびれが残ったため、医学部を中退した。そして、ヨルタ・ヨルタの多くが当時居住していたマロガ・ミッシェンにそのオーナーであったマシューの勧めもあり移住する。そこでエイダと結婚した彼は、一生涯をヨルタ・ヨルタの人びととともにした (Goodall, Ghosh & Todd 2008: 57-59)。彼らの間には3人の息子と2人の娘が生まれ、次に注目する4人はその子どもたちの孫やひ孫にあたる。

1. クレイブの個人史

クレイブは、1941年にリバーサイド・フラットでヨルタ・ヨルタの両親のもとに生まれる。彼の母方の祖母はエイダとジェームズの間の子女プレセラであった。また父方の祖父はジャジャ・ロン集団であった。

クレイブは6歳の時にリバーサイド・フラットからエチユーカーにある母の両親の家に移る。それは当時のエチユーカーに高度な教育が受けられる環境があり、母親が彼にその教育を受けさせることを望んだからである。さらに、彼の父がアルコール中毒で、そのため両親の仲が悪化したからである。クレイブは父の思い出を次のように語る。

「父からは泳ぎ方や釣の仕方を学びました。彼は有能な木こりであり、腕利きなシアラー（羊毛刈り職人）だったので、町の人びとから尊敬されていました。そこにはヨーロッパ人もいました。リバーサイド・フラットでの生活は苦しかったです。父が工場で働いてから土地を購入すると、少しずつ生活が安定しました。しかし、この生活は長く続きませんでした。その理由に父のアルコール癖の悪さがありました。彼はアルコールが入ると人格が変わり、それは私が成人した後でも続きました。晩年の父は、母を猟銃で撃ち、死の寸前まで追い込んだのです。それ以降、母は車椅子での生活を余儀なくされたのです」（場所…エチユウカの職場、日時…2008年3月27日、13時00分～14時46分）。

クレイブの母は父と別居をした後、エチユウカの病院で調理師をして7人の子どもたちを育て上げた。しかし、クレイブはこのように父がアルコールに依存せざるをえなかった原因を、職場や日常生活に起きるヨーロッパ人からの父に対する差別的な対応にもとめてもいる。

エチユウカに移ったクレイブは工業高校にあたるテクニカル・スクールに進学し、そこで教師に芸術の才能を認められ、オーストラリア社会の教育システムを活用し、その才能を開花させた。高校卒業後、メルボルン市内のパートでチケット・ライターとして、その後エチユウカの地方新聞でイラスト・ライターとして働くこと、20代半ばでヨーロッパやカナダへ渡る。殊にカナダではタイムズ紙の子会社で働く傍ら大学に通いグラフィック・デザイナーの学位を取得し専門知識を獲得した。そして、1972年、大学を修了したクレイブはオーストラリアに帰国して、メルボルン郊外の広告会社で働いた。その後、グラフィック・デザインを2度たちあげ、1995年、最後に起業したクレイブ・アトキンソン・パートナーシップ会社をエチユウカに移し、現在は生まれ故郷で新しいアポリジナルパートナーと、彼女との間に生まれた息子と暮らしている。クレイブは、メルボルンでの仕事と、そこでの人種差別的な状況について次のように述べている。

「メルボルンでの仕事は大変忙しかった。その当時、人種差別はありませんでした。既に多文化的な状況が存在していたからです。つまり移民であっても仕事ができれば何の問題もなかったのです。先住民の友人は私の職場で働くことはできませんでした。それは経験と知識が必要だったためです。また、現在も顧客の多くはメルボルンからです。なぜならここエチユウカの住民は何でも2ドルで買えると思っていますから。お金を出したがらないのです。」（場所…エチユウカの職場、日時…2008年3月27日、13時00分～14時46分）。

このようなエチューカの現状を理解しつつ、それでもなお彼はエチューカの母の故郷へもどり、そこで妻と息子と暮らすのである。そこで作成される彼の作品はヨルタ・ヨルタの重要なトーテムであるロング・ネック・タートルであり、彼らのドリーミングにでてくる創造主バイアミと虹蛇である。

2) ウェインの個人史

現在メルボルン大学政治学部にて教壇にたち、「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」の理事のひとりでもあるウェインは、クレイブの弟で1943年にリバーサイド・フラットで生まれた。彼は、エチューカに移った後、兄が芸術の才能を認められ高校での勉学に励んでいたさなか、貧しい家計を助ける必要があり13歳からエチューカの精米工場で5年、トマトや野菜の卸売業者の荷物運びとして3年、ミキサ車の運転手として10年ほど働いた。そして1970年代から先住民への教育制度や社会福祉制度が制定され始め、1975年に南オーストラリア州の専門学校に設置された先住民リーダー養成コースに入学した。その時の思いをウェインは次のように語る。

「これまで教わった歴史はキャプテン・クックからはじまるものばかりでした。つまり、アボリジナルに関する授業は全くなかったのです。ですから、専門学校に入ってからアボリジナルに関する本をむさぼり読みました。学ぶことに飢えていたのです」(場所…モアマ・キャラバン・パーク、日時…2008年3月12日、21時00分～22時00分)。

2年後にそこを卒業した彼はヴィクトリア州にある大学を中心に先住民問題に関する専門調査員となった。その後、1992年にラ・トロブ大学に入学し、2000年に当大学から博士の学位を取得した。この大学在籍中に彼は、先住権原訴訟を組織し、ヨルタ・ヨルタのリーダーとしての頭角をあらわしていく。

とりわけ、博士号の学位が授与されたことをウェインは「大祖父T. ジェームズ、大叔父のW. クーパー、叔父のS. ジェームズ、そして私の祖父母や両親の言葉に励まされ、この偉業を達成することができた」と語る(場所…モアマ・キャラバン・パーク、日時…2008年3月12日、21時00分～22時00分)。

3) ナダルの個人史

ナダルは、現在シェパトン地方町でヴィクトリア州政府から河川流域の調査を委託された「ゴールバーン流域環境問題研究所」に先住民専門調査員として雇われ、ヨルタ・ヨルタの生態系に関する知識を調査する傍ら、「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」で最高責任者としてオーストラリア社会との交渉に務めている。彼は1960年にヨルタ・ヨルタとワンバ・ワンバの両親のもとに生まれた。彼の父方の大祖父は16家族のアトキンソン家族集団に属し、母方の大祖母がエイダとジェームズの次女でウエインとクライブの母方の祖母でもあるプレセラである。彼の生家はヨーロッパ人ハウ家族のトマト農家の敷地内であった。

「ハウ家族とは1950年代から良い関係を築いてきました。1959年に州政府はレンバララに住宅を建てました。しかし、多くの家族はそこがクメラと同じく警察やマネージャーに監視されると考え、リバーサイド・フラットを出る家族は少なかったのです。問題は、次のステップとして、どのようにして地方町シェパトンやムループナの街区を中心に家を構えるか、借りて住むことができるかということでした。私が6歳の時、ムループナの街区の一角に住むことができました。D. ハウはアボリジナル保護局の一員でしたので、叔父のD. ニコラスとともに、私たちの暮らしを改善しようと働きかけてくれました」(場所：ゴールバーン流域環境問題研究所、日時：2007年9月14日、10時00分～11時35分)。

ナダルは中学2年生を終了し、メルボルン郊外に先住民の若者をトレーニングするために開設されたテクニカル・スクールへ通い、自動車整備師の免許取得を目指すものの、それは叶わなかった。その後、家計を支えるため、父とフルーツや農作物の収集のため他州への出稼ぎに従事する。その時の思い出をネビルは次のように述べている。

「まず、5月中旬に出発して6ヶ月間クイーンズランドでトマトを収穫し、その後ニューサウスウェールズで約2カ月間チェリーを収穫しました。そしてムループナの実家に戻りクリスマス休暇をすごして、翌年1月から5月までムループナでアプリコットを収穫しました。このように年間のフルーツや野菜収穫のサイクルがはじまるのです」(場所：ゴールバーン流域環境問題研究所、日時：2007年9月14日、

10時00分ー11時35分。

そして、シエパトンのクリーニング店でパートをし、その傍らで地域のオーストラリアン・フットボール・チームでプレイしたものの、プロ選手としてはスカウトされなかった。1980年代初めに、先住民のために地元の専門学校に開設された「コミュニティ開発」に関する短期コースを終了し、アボリジナル・リーガルサービスで働く。そして1989年にヴィクトリアとタスマニアの先住民の拘留中の変死問題や「盗まれた世代」に関する調査をする機関で働き、その後はヨルタ・ヨルタ当事者団体で働くことになった。その知識や経験は、ウエインに同じく先住民に対する特別教育制度を活用することで獲得されたものであった。ただし、彼は大学では学ばず、専門学校を修了しているにすぎない。その知識と経験に加え、ネビルはヨルタ・ヨルタ集団内部だけでなくヨーロッパ人家族との間にも強い信頼関係を結んでおり、これが現在、彼が運動を展開する柱になっているといえる。

4 アン個人史

1969年にアンはベネッラ地方町でポーランド人の母とヨルタ・ヨルタの父の間に長女として生まれた。父方の大祖父はエイダとジェームズの次男シェドリックであった。

「当時、移民の子どもたちはオーストラリアの白人の子どもたちと一緒に市民プールに入ることができませんでした。それで、多くの子どもたちは近くの川に出かけ、そこで泳いでいたのです。そこには多くのアボリジナルの子どもたちがいて、これが移民と先住民が会うきっかけになり、多くの先住民と移民とのカップルが生まれました。それは、私の母と父のように、ポーランドからの難民とアボリジナル、さらにギリシャからの移民とアボリジナルとのカップルでした」(場所…バルマ森林のモーニング・グローリー・コテージ、日時…2008年2月ー13時33分)。

アンは父のアルコール癖が原因で両親が離婚してからも、父の叔父や叔母との間で良い関係を継続し、さらに小学校で受けた「盗まれた世代」

に関する授業をきっかけに、自らの先住民としてのアイデンティティを自覚するようになる。その後、叔父ウェインが学んだラ・トロップ大学でシネマを専攻し学位を取得した。さらにヴィクトリア文化芸術院へ進学し、舞台の演出と脚本の知識を学び、その才能を開花していく。これは当時の先住民学生に設置された奨学金制度 *Abstudy* によった成果であった。そしてこれまでに、いくつかの舞台演出と監督を手掛け、なかでもヨルタ・ヨルタ先住権原訴訟の敗因を、オーストラリア司法の差別的な対応であると非難した舞台「ヤナガイ・ヤナガイ」は彼女にとって意味深い舞台である。そんな彼女は、先住民としてのアイデンティティに関する精神的な問題を抱えている。その問題を彼女は次のように表現する。

「私の皮膚の色が、他の先住民に比べると黒くないことについて悩んでいます。つまり受け継いできた出自や先住民性に対する恥じらいです。これは都市で生活し労働者階級のオーストラリア人や移民との間に生まれたアボリジナルの多くが背負っているものです。また両親の薬物依存で家族が崩壊したことも、私の精神不安に影響を与えています」（場所…バルマ森林のモーニング・グローリー・コテージ、日時…2008年2月16日、12時40分～13時33分）。

こういったアイデンティティの葛藤や家族の崩壊、薬物やアルコール依存の問題は、多くの先住民が直面する問題でもある。殊に「先住民性」やその「真正性」にたいするオーストラリア社会からの疑いの意識は強い。たとえばウェインをはじめ先住民出自を持つリーダー8人にたいして、その先住民性を否定する報道を2007年から3年間、全国紙オーストラリアンを通して流した新聞記者A、ポルトなどはその最たる例である。彼が注目した先住民たちは肌の色が白いという特徴をもっており、そのため彼らは純粋なアボリジナルではないとする優生学的、人種差別的な意識を記事として掲載し、それを言論の自由によって正当化したのである。これに対しウェインを含む先住民8人は連邦裁判所の法廷で、ポルトの表明が1975年制定の「人種差別禁止法」18条C（公的な場での人種、皮膚の色、民族的出身を原因とする攻撃的な態度）に違反していることを認めさせ、2011年10月にポルトは謝罪を求められた（Koori Mail 2011）。

4. 考察…ヨルタ・ヨルタの個人史にみる「多文化な状況」への対応

4人の個人史は、それぞれに経験する状況が異なり、それは高度な芸術的才能や高学歴といった文化資本の獲得、白人との生活、移民とヨルタ・ヨルタの両親をもち、ときに移民として、ときに先住民として人生をおくるなどさまざまであった。一方で、クレイブ以外の3人は1970年代から展開される先住民への特別教育制度や奨学金などを活用することでその後の人生を大きく転換していく。そうしたなか、次にこの4人がいかにしてそうした「多文化な状況」を資源として活用してきたかについて検討する。

先にも述べたように、先住民と多文化主義に関する近年の議論は3点であった。ひとつは、多様性の尊重を盾とする多文化主義は、白人の植民によって被害を被った先住民の歴史を忘却しようとする試みであり、それに参加する移民も、白人のそうした企てに結果的に加担する。このため、このような多文化主義政策と先住民政策を同じテーブルで議論すべきでないとする立場である (Curthoys 2000)。ふたつ目は、多文化主義が平等と違いを同時に承認しようとする性質を持ち、それら平等と違いの基準を決定づけるのが白人の価値観であるとされる立場である (Kowall 2008; Povinelli 2002)。最後は、白人の植民によって被害を被った先住民の存在を承認することで、白人の優位性の根拠のなさを暴露し、白人というホストと移民というゲストとの関係を崩壊させ、先住民と移民が共通に被っている白人ホスト社会からの不正義に対して連帯する必要性を示す立場である (Hage 2003; Morris-Suzuki 2002; 垣原 2010)。

1) 多文化な状況を資源として活用するヨルタ・ヨルタ

このことを踏まえて、先にあげたエイダ・クーパー家族集団に属する4人の個人史を考察すると、そのどれもがこの先行研究で議論されている枠組みに当てはまらないことがわかる。そのことはたとえば1880年代に、当時のイギリス領モーリシャスから移住したT. ジェームズが植民のなかでヨルタ・ヨルタと接触し、彼／彼女らの先祖として現在においても語り継がれていることからわかる。さらに、戦禍の難民キャンプに避難した移民が、川辺で先住民と出会い、パートナー関係を成立させたアンの両親の例は、オーストラリア連邦成立後における先住民と移民との相互接触の例を示している。すなわち、局地的にはあるものの先住民と移民とは植民地期やオーストラリア国家成立後においても相

互に影響しあう関係を持っていたのであった。これらは、多文化主義が先住民の植民の歴史を隠ぺいする政策であり、移民がその政策に組み込まれていくことで、結果的にこの植民地の歴史隠ぺいに加担するという従来のとらえ方が、当てはまらない事例といえる。さらに、先住民と移民との連帯の可能性を展望する考え方がすでに植民の時期から醸成していた事実も明らかにしている。

また、オーストラリア社会との格差を縮め、文化の違いを承認しようとする多文化主義の基準に白人の価値観が適応されることに関しては、さきに触れたヨルタ・ヨルタの当事者団体が、一方的に白人の価値観を受け入れて運営されているわけではなかったことがあげられる。たとえば、1930年代から設置されていくアボリジナル当事者団体の運営方法に目を転じてみてもアボリジナルのみでなく白人や非先住民との協働で当時の現状を変えようとする活動が見られた。それはカトリック教会の大司教、人道的な団体の代表さらに労働者組合の組合員や労働党議員など、様々な人々との共同による運営方法であった。

さらに、さきにもみた4人の個人史からも、彼／彼女らが白人を中心とするオーストラリア社会の価値を受け入れつつも、それを資源として活用し、新たな価値基準を白人や移民との相互作用のなかで生みだしてきたことが分かる。クレイブはテクニカル・スクールの教員にその芸術的な才能を認められ、その後、ヨーロッパとカナダへ渡る。そのことがその後の彼の人生を大きく決定づけた。これによりクレイブは、1970年代に制定された先住民への特別措置の恩恵を受けることなくオーストラリア社会で生き抜くすべを身につけることができた。一方で、ウエインは先住民への特別措置を資源として活用し高学歴を獲得し、オーストラリア社会のみならず国際的に受け入れられる普遍的な知識となる博士号を獲得したのである。そのことは、1950年代生まれのナダルや1960年代生まれのアンとて変わりはない。

ナダルは自動車整備工の免許取得をあきらめ、ヴィクトリアとタスマニアの先住民の調査をする機関で働き、その後はヨルタ・ヨルタ当事者団体に働くことになった。その知識や経験は先住民に対する特別措置を活用することで獲得されたものであった。ただし、ナダルは高学歴を獲得することはなく、また彼の家族は1950年代から白人家族との間に強い信頼関係を結んでおり、このことが彼の運動を展開する柱のひとつになっている。

また、アンはウエインやナダルと同じく先住民へ給付される奨学金を活用し、先住民問題を芸術の観点より学んだ。これにより舞台演劇の演出家や監督となるための知識を大学院で学んだ彼女は、先にも述べたヨルタ・ヨルタの土地権回復のための闘いとして1994年から2002年まで争われた先住権原の承認訴訟とその権原消滅に注目した舞台「ヤナガイ・ヤナガイ」を監督した。この舞台は2004年に作成され、ま

たたく間にオーストラリア全土およびヨーロッパで公演され、オーストラリア社会のみならず世界的な反響を呼んだ。このヨーロッパ公演の最中に彼女は、自分の母親の故郷ポーランドを訪れ、先住民としての意識を高めると同時に、自らの移民としての歴史にも目を向けている。

2) ヨルタ・ヨルタ先住権原の承認訴訟とその敗訴

近年の多文化主義とそれに対する先住民の対応に関しては、土地権の立法措置に関する議論があげられる。1976年に北部準州で制定された「アボリジナル土地権法」や、これまでも述べてきた1993年に制定された「先住権原法」はいずれも先住民の「真正性」を証明することで承認される立法措置である。これら先住民の土地権に関わる法の制定は、先住民がだれであるかを決定するのが白人の価値基準であり、この基準にもとづき先住民はオーストラリア社会において選別され承認される存在となる (Kowall 2008; Povinelli 2002)。

さきにも述べたように先住権訴訟の過程でヨルタ・ヨルタの原告として名乗りをあげたのは4500人であり、そのうちで原告に承認されたのは16家族集団にその出自をたどれる278人とどまる。また、この原告に承認されたうちの何人かは、クラン名のひとつバンガロンを名のり、ヨルタ・ヨルタとは政治的な運動の方向性を異にする。この2集団は協働して先住権原の承認訴訟を展開したものの、伝統 (tradition) とその継続 (continuity) という言葉の解釈をめぐり、伝統は静的で現在にも継続するものと捉えた法律家の判断により、ヨルタ・ヨルタ先住権原は否定された (Peterson 2010)。

3) 集団内部の分裂とそれぞれのネットワーク形成

先住権原の消滅を最高裁に下された後は、「環境保全」を前面にうち出し都市の知識人や環境NGOとの間で拡大する広域的ネットワークを活用するヨルタ・ヨルタと、「地域社会」との強固な連携によりもたらされた局地的ネットワークを活用するバンガロンに分かれ、ヨルタ・ヨルタの家族集団は、土地の権利回復のための運動を展開した (友永2013)。なかでも2004年からヴィクトリア州政府と「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」との間で締結された「森と川の資源に関する共同管理協定」は、地域社会のみでなく、その協定に言及されたバラム州立森林の国立公園化を求める運動とも呼応した。それはオーストラリア全土を巻き込んだ運動にまで拡大し、とりわけ広域的ネットワークの構築には、これまで詳述してきたエイダ・クーパー家族集団の3人、ウェイイン、ナダル、アンが大きな役割を担っている。

たとえば、ウエインは1990年代からメルボルン大学で教鞭をとり、当該大学生をはじめとするヴィクトリア州内の大学生をヨルタ・ヨルタの本来の土地へ招き、そこで5日間滞在しヨルタ・ヨルタ当事者から歴史や現代的な課題を学べるプログラムを開設している。それは「オン・カントリー・ラーニング」とよばれ、これに参加した学生の何人かは、ヨルタ・ヨルタが推し進める土地の権利回復運動に積極的に関わることになる。⁴⁾ そのプログラムにはナダルとアンも直接参加している。

ナダルは、学生や国際・国内・地域の環境NGOスタッフにたいして、ヨルタ・ヨルタ側の考え方を提供し、そのための場としてウエインが開催する「オン・カントリー・ラーニング」を活用している。

またアンは、自ら手掛けたヨルタ・ヨルタ先住権原の消滅を強く批判した舞台「ヤナガイ・ヤナガイ」の象徴的なシーンを選びだし、それを他のヨルタ・ヨルタのアーティストと大学生と一緒に「オン・カントリー・ラーニング」で再現する。これにより「土地権法」や「先住権原法」のような先住民の専門的な知識を必要とする複雑な議題に、先住民はもとより非先住民の若者の関心をも呼び起こすことになり、ひいては学生がヨルタ・ヨルタの運動に参加し得る機会を拓いた。

4) 立法措置を資源として活用するヨルタ・ヨルタ

こういった、広域的なネットワークを活用したエイダ・クーパー家族集団の個人が中心となって推し進めるヨルタ・ヨルタの運動は、2009年にバルマ森林の国立公園化を達成した。また、その際に作成された「クラウン・ランド修正法案2009」には、新しい国立公園の誕生と既存の国立公園の拡大、さらにこの拡大を機に、資源管理と運営にかかわる先住民ヨルタ・ヨルタが行使できる交渉権と決定権を担保する文言がもりこまれ、それは2010年10月に「ヨルタ・ヨルタ・トラディショナル・オーナー管理協定」としてヴィクトリア州政府との間で締結された。⁵⁾

このことは、先住民がだれであるかを決定するのが白人の価値基準であり、この基準にもとづき先住民はオーストラリア社会において選別・排除され管理される存在としてではなく、先住民みずからオーストラリア社会の価値基準を受け入れながらもそれらを変容させている実践を明らかにしている。

5. 先住民社会とオーストラリア社会のはざま

すでにのべたようにクレイブ、ウエイン、ナダル、アンの個人史は、それぞれに特異な状況を示している。その4人に対する、ヨルタ・ヨルタ集団内部や他アボリジナル集団からの捉え方も幾分か異なっている。

たとえば、あるヨルタ・ヨルタ男性はウエインがエチューカでミキサー車の運転手をしていた時にヨルタ・ヨルタではなくインド人であったといい、運転手席から自分たちを見て見ぬふりをしていた当時のウエインの態度を非難する⁶⁾。さらに、バンガロン集団に属する男性は「博士の学位を獲得したウエインは私たちの問題を大学で教えることで生計を立てている。彼は多くの知識を持っているドクター・アトキンソンだ。でもこの地域に住んでいないし、私たちの現状を理解していないので私たちのことについて代弁すべきではない」という。クレイブに対してもあるヨルタ・ヨルタ女性は「彼は自分のビジネスに私たちを雇うことはしない」と非難している。また、アンが2010年まで働いていたメルボルン市内のクリーイ文化遺産センターの先住民職員は、彼女が先住民の出自を有しているかどうか疑わしいと筆者に語った。

1) 先住民社会への対応

ウエインとクレイブはこういった集団内部からの非難に対応するため、つねにマレー・ゴールバーン地域との関係を意識する。クレイブは1996年以降エチューカ郊外に家を購入し、そのガレージで地元のアボリジナルの若者を中心にアートのクラスを毎週日曜日に開講している。さらにウエインはメルボルン郊外を拠点に生活するものの、月に2度はエチューカとバルマを訪れヨルタ・ヨルタ・ネイション法人の会合へ参加し、クレイブの家も訪ねている。また、アンは現在シドニーに移り、アボリジナルの舞台脚本家と監督として、自身の芸術的才能を高めるための挑戦をおこなっている。しかし、年に2回はマレー河に戻り、英気を養うという。

一方、ナダルは集団内部から彼がヨルタ・ヨルタであるかどうか疑われ、その真正性をめぐり非難されることはない。それは彼の人生で1年間のメルボルン郊外での生活と父とのフルーツや農作物の季節労働のため2年間の出稼ぎ時期を除けば、そのほかは、マレー・ゴールバーン地域で過ごしてきたことが理由として考えられる。

こういった事例からみると、高い教育や芸術的な才能などの文化資本を獲得したクレイブ、ウェイン、アンはオーストラリア社会からの非難のみでなくヨルタ・ヨルタや先住民集団内部からの批判に対しても対応を迫られている。一方で、ナダルは居住地に長く住むことで先住民集団のみでなく特定の白人との間にも信頼を獲得している。

おわりに

この4人の個人史からは、それぞれが獲得した文化資本を活用し、そこから生みだされる信頼、規範、ネットワークにもとづく社会関係資本を選択し、ヨルタ・ヨルタ社会とオーストラリア社会の双方で交渉をすすめる、それに対応する実践が見られた。それは、白人の価値観にもとづき決定される土地にかかわる法律を積極的に活用しつつ、その中身までも変革しヨルタ・ヨルタの権利を白人社会に承認させた。「クラウン・ランド修正案2009」と「ヨルタ・ヨルタ・トラディショナル・オーナー管理協定」はまさにその成果であり、その成立には「オン・カントリー・ラーニング」が大きな役割を果たした。

しかし同時に、その4人の個人史にみる実践からは高教育や芸術的な才能という文化資本を獲得したヨルタ・ヨルタ個人が、その知識や技能を集団内部に向けて還元するため、「土地権」や「先住権原」に関わる先住民当事者組織やコミュニティからの承認が求められることも明らかになった。

このようにここで扱った個人はオーストラリア社会と先住民社会双方に対する交渉術を獲得することが不可欠であることが明らかになった。それはまた文化資本を獲得できないでいる先住民の多くが居住し、厳しい植民圧により伝統の多くを失った先住民コミュニティがオーストラリア社会とコミュニティ内部の多様な資源を活用して、その存続を試みる実践も映し出している。

これは、常に移民や先住民を白人ホスト社会に統合しようとする多文化主義とは異なる、先住民集団がホストとして集団内部とオーストラリア社会における多様な状況へ積極的に対応する日常の実践といえよう。

【参考文献】

ATKINSON, Wayne, *A Picture from the Other Side: Cummungunga and its Historical Connections with Coranderrk from Written and Oral Sources*. unpublished

- paper, 1981.
- Yorta Yorta Occupation and the Search for Common Ground, *the Royal Society of Victoria* 117(1), pp.1-22, 2005.
- Ngarrity: Speaking Strong: the Schools of Human Experience. In Rachel Perkins and Marcia Langton (eds.) *First Australians: An Illustrated History*, Melbourne University Publishing, pp.284-329, 2008.
- ATWOOD, Bain, *Rights for Aborigines*, Allen & Unwin, 2003.
- BARWICK, Diane, Corranderk and Cummeraguija: Pioneers and Policy. In Epstein, T.S. and Penny, D.H. (eds.) *Opportunity and Response: Case Studies in Economic Development*, Humanities Press, pp.11-68, 1972.
- BROOME, Richard, *Aboriginal Victorians: A History since 1800*, Allen & Unwin, 2005.
- COWLISHAW, Gillian, *Blackfellas, Whitefellas, and the Hidden Injuries of Race*, Wiley-Blackwell, 2004.
- CURTHOYS, Ann, An Uneasy Conversation: the Multicultural and the Indigenous. In Docker, J and Fischer, G. (eds.) *Race, Colour and Identity in Australia and New Zealand*, UNSW Press Book, pp.21-36, 2000.
- GOODALL, Heather, Devleena Ghosh and Lindi Todd, Jumping Ship- Skirting Empire: Indians, Aborigines and Australians across the Indian Ocean, *transforming Cultures eJournal* Vol. 3 No. 1, pp.57-59, 2008.
- HAGEN, Rod, Ethnographic Information and Anthropological Interpretations in a Native Title Claim: The Yorta Yorta Experience, *Aboriginal History* 25, pp.216-227, 2001.
- HAGE, Ghassan, *Against Paranoid Nationalism: Searching for hope in a shrinking society*, Pluto Press Australia, 2003 (植原良和訳『希望の分配×カニスト：シフト×ト×ナ×ン×ニ×ン×ト×ニ×ン×ト×ニ×ン×ト』茶の本書房 2000年)。
- JAMES, Andrea, *Yanagai Yanagai*, Currency Press Pty Ltd, 2003.
- KOWALL, Emma, The Politics of the Gap: Indigenous Australians, Liberal Multiculturalism, and the End of the Self-Determination Era, *American Anthropologist* Vol. 110, No. 3, pp.338-348, 2008.
- LOIS, Peeler, *River Connect Aboriginal Oral History: The Cultural Landscape of the 'Flat', City of Greater shepparton through River Connect*, 2003.
- MACDONALD, Gaynor, Economies and Personhood: Demand and Sharing among the Wiradjuri of New South Wales. In G.W. Wenzel, G. Hovelstrud-Broda and N. Kishigami (eds.) *The Social Economy of Sharing: Resource Allocation and Modern Hunter-Gatherers, Semi Ethnological Studies* No. 53, pp. 61-85, 2000.
- 松田素二「構造的弱者と共同性：京都市在住朝鮮人のラノノ・ゴスターリー調査から考える」小田亮編『グローバルゼーションと共同性』成城大学民俗学研究所グローバル研究センター 43-66頁 2010。
- 松山利夫『ブラックフェロウエイオーストラリア先住民マホリシナルの選択』お茶の本書房 2000年。
- MORRIS, Barry, Policing Racial Fantasy in the Far West of New South Wales, *Oceania* 71.3, pp.242-62, 2001.
- MORRIS-SUZUKI, Tessa, *The past within us: media, memory, history*, UK: Verso, 2005 (田代泰子訳『過去が私の中に：メディア・歴史』岩波書店 2004)。
- PETERSON, Nicolas, Common Law, Statutory Law, and the Political Economy of the Recognition of Indigenous Australian Rights in Land, In L.Knasta and H. Westra (eds.) *Aboriginal Title and Indigenous Peoples*, UBC Press, pp.171-184, 2010.
- POVINELLI, Elizabeth, *The Cunning of Recognition: Indigenous Alteration and the Making of Australian Multiculturalism*. Durham, Duke University Press, 2002.

REYNOLDS, Henry, *An Indelible Stain?: The Question of Genocide in Australia's History*, Penguin, 1998.

ROWLEY, Charles, *Outcasts in White Australia: Aboriginal Policy and Practice* - Volume II, Australian National University Press, 1971.

関根政美 『多文化主義社会の到来』朝日選書、2000。

「公定多文化主義から日常多文化主義へ」『民博通信』国立民族学博物館No.130 22-23頁 2010。

塩原良和 『変革する多文化主義へ』オーストラリアからの展望』サピエンティア12 法政大学出版 2010。

友永雄吾 『オーストラリア先住民の土地権と環境管理』世界人権問題叢書84 明石書店 2013。

WEIR, Jessica and Steven Ross, *Beyond Native Title: the Murray Lower Darling Rivers Indigenous Nations*, In Benjamin R. S. and Frances M. (eds.), *The Social Effects of Native Title, Recognition, Translation, Coexistence*, pp. 185-201. ACT, ANU E-Press, 2007.

Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation, *The Rulebook of Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation*, Yorta Yorta Nation Aboriginal Corporation, 2009.

注

(1) この法の正式名はNative Title Act 1993である。オーストラリアにおける先住民の土地に関する権利は、連邦と各州それぞれに法的な整備がなされており、2つの異なった概念が法制化されている。ひとつは、先住権原法で、もうひとつは、アボリジナル土地法である。前者の法にいう「権原」とは、「ある行為を正当化する法律上の原因」を意味し、「一般的に権利の発生する原因」をいい、先住民の権原は「生活の基盤であり、文化の拠り所である土地」に対する「財産権の基礎となる法的な根拠」を意味する。その根拠となるのが「ヨーロッパ人が渡来する以前からその土地に居住して生活していたという歴史的な事実、つまり先住性が認められること」である（詳細はスチュアート2007を参照）。ここではアボリジナル土地権法にある先住民の譲渡不可能な永代共同保有権またはイギリスの土地所有権は認められない。こうした先住権原法はオーストラリアを「無主の土地」とした法的虚構を否定し、先住民が彼らの法と慣習にもとづいて伝統的にかかわってきた特定の土地または水域に関する権利と利害を認めたのである。先住権原法には、先住民が彼らの法と慣習にもとづいて伝統的にかかわってきた特定の土地または水域に関する権利と利害という定義がなされている。権利と利害には狩猟、採集、漁労の権利が入り、その対象地の申請は、タイトルが確定されていない土地または水域であればオーストラリア全土で可能である。スチュアートヘンリ「先住権と権原…先住民族の基本的権利について」綾部恒雄編『ファースト・ピープルの現在…失われる文化・失われるアイデンティティ』（講座世界の先住民族10）、明石書店、2007、132-145。

(2) その内容は①祖父母、両親ならびに語り手本人の家族、居住地、移動経歴、学歴、職歴、健康の状態、②民族差別の経験、③市民権および土地権運動への参加とその内容ならびに今日の土地権運動に対する考え方や捉え方、④アボリジナル・コミュニティとアイデンティティに対する捉え方、⑤コミュニティ外からの来訪者に対する考え方に注目したインタビュー内容である。

(3) インタビューは2006年から2009年まで37人におこない、その内の12人が自分たちのクランを明らかにできた。その結果はウイリチカガ7人、ウルプナが3人、バンガロンが2人であった。

(4) 2003年にメルボルン大学で単位取得が可能になってから、本科目に参加した学生総数は約240人で、そのうち留学生は13人であった。なかでもオーストラリア学生17人は大学を離れてから環境NGOスタッフ、ヨルタ・ヨルタ代表機関スタッフ、大手新聞社の記者、先住権原申請の受付、審査、決定に必要な調査並びに重複審査などの調停をする国家先住権限審判所弁護士、さらにヨルタ・ヨルタの運動を助ける自主運営組織を結成するなど、様々な活動に従事している。

(5) ヨルタ・ヨルタ・トラディッショナル・オーナー管理協定（ヴィクトリア州法）は、28,521ヘクタールを有するバルマ国立公園をヴィクトリア州政府とヨルタ・ヨルタの代表が管理するための協定である。それはヴィクトリア州の「環境と気候変動に関する大臣」と「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」との間

で締結された。この協定の目的は、以下のことを承認すること、バルマ国立公園のジョイント・マネージメントを提供することである。(1) バルマ国立公園のトラディショナル・オーナーによる土地管理評議委員会を設置し、それをヴィクトリア州政府委員会で登録する、(2) 土地管理評議委員会の政策枠組みとその運営のための指針を設定する、(3) ヴィクトリア州政府とヨルタ・ヨルタ代表との間で将来実施される協定に関しての交渉枠組みを設定する。これは「ヨルタ・ヨルタ・ネイション・アボリジナル法人」とヴィクトリア州政府との間で森林管理をおこなうさいの協同関係を扱う協定で有り、ヨルタ・ヨルタの人々が将来ジョイント・マネージメントを実施するための能力向上のための具体策を含む。とりわけ協定はバルマ国立公園以外の地域におけるジョイント・マネージメントの拡大可能性についても交渉できる権利を提供する。

(6) この男性は、当時のウエインの態度を非難する一方で、現在ウエインがおこなう「オン・カンントリー・ラーニング」などの教育を通じたコミュニティへの貢献に関しては一定の理解を示している。